

食安監発0909第2号

平成27年9月9日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

（ 公 印 省 略 ）

「食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査の実施について」の一部改正について

今般、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日農林水産大臣公表）及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施にあたっての留意事項について」（平成27年9月9日付け27消安第3069号農林水産省消費・安全局長通知）が改正されたことから、食鳥処理場において鳥インフルエンザが発生した場合においては、家畜保健衛生所で確認検査を実施することとし、「食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査の実施について」（平成16年3月12日食安監発第031200号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）の一部を別添のとおり改正することとしました。

つきましては、家畜衛生主管部局と連携の上、迅速な防疫体制を講じるようお願いいたします。

新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">食安監発第0312001号 平成16年3月12日</p> <p>都道府県 各 衛生主管部(局)長 殿 保健所設置市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長</p> <p>食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査の実施について</p> <p>食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対策については、平成16年3月4日付け食安監発第0304001号「高病原性鳥インフルエンザ感染食鳥の食鳥処理場への搬入防止の徹底について」により通知したところです。</p> <p>今般、食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザの検査の充実を図るため、同疾病が疑われる場合には、インフルエンザウイルス検査キットを用いたスクリーニング検査を試行的に実施することとしました。</p> <p>つきましては、<u>別途送付するヒト用インフルエンザ迅速診断検査キットを使用して</u>下記により検査を実施し、その結果を別紙様式により当職あて報告されるようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 スクリーニング検査対象 食鳥処理場搬入以降、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥検査法」という。）第15条に規定する生体検査までの間に、高率の死亡、又は呼吸器症状、顔面、肉冠若しくは脚部の浮腫、出血斑若しくはチアノーゼ、神経症状、下痢等高病原性鳥インフルエンザの疑われる症状がロットを構成する鶏の概ね3%以上に確認されたもの。</p> <p>2 検体の採取 ① 申請毎に鶏群が同一ロット（養鶏場ごと、出荷日ごと）であることを確認し、異常を呈した鶏から無作為に5羽以上を抽出すること。</p>	<p style="text-align: right;">食安監発第0312001号 平成16年3月12日 <u>(平成27年9月9日最終改正)</u></p> <p>都道府県 各 衛生主管部(局)長 殿 保健所設置市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長</p> <p>食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査の実施について</p> <p>食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対策については、平成16年3月4日付け食安監発第0304001号「高病原性鳥インフルエンザ感染食鳥の食鳥処理場への搬入防止の徹底について」により通知したところです。</p> <p>今般、食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザの検査の充実を図るため、同疾病が疑われる場合には、インフルエンザウイルス検査キットを用いたスクリーニング検査を実施することとしました。</p> <p>つきましては、下記により検査を実施し、その結果を別紙様式により当職あて報告されるようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 スクリーニング検査対象 食鳥処理場搬入以降、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥検査法」という。）第15条に規定する生体検査までの間に、高率の死亡、又は呼吸器症状、顔面、肉冠若しくは脚部の浮腫、出血斑若しくはチアノーゼ、神経症状、下痢等高病原性鳥インフルエンザの疑われる症状がロットを構成する鶏の概ね3%以上に確認されたもの。</p> <p>2 検体の採取 ① 申請毎に鶏群が同一ロット（養鶏場ごと、出荷日ごと）であることを確認し、異常を呈した鶏から無作為に5羽以上を抽出すること。</p>

改正前	改正後
<p>② 検査材料は、気管スワブ又はクロアカスワブとすること。</p> <p>③ 検体を採取した鶏は個体識別を行って、保管すること。</p>	<p>② 検査材料は、気管スワブ又はクロアカスワブとすること。</p> <p>③ 検体を採取した鶏は個体識別を行って、保管すること。</p>
<p>3 スクリーニング検査の方法</p> <p><u>別添送付するヒト用インフルエンザ迅速診断キットを追って通知する方法により使用すること。</u></p>	<p>3 スクリーニング検査の方法</p> <p><u>動物用医薬品の承認を受けたニワトリ用インフルエンザ迅速診断キット等を使用すること。</u></p>
<p>4 検査結果に基づく当該ロットの措置</p> <p>(1) スクリーニング検査の結果が陽性と判定された場合、当該ロットに係る鶏について食鳥検査法施行規則第33条第1項第1号ハに基づき保留とするとともに、<u>都道府県等食品衛生主管課は、直ちに厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課まで報告すること。</u></p> <p>(2) スクリーニング検査陽性の個体については<u>検体（気管スワブ及びクロアカスワブ）を再採取し、別添送付要領に従い、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課と調整し、国立感染症研究所に検体を送付して確認検査を実施すること。</u></p> <p>(3) (1)の措置をとった場合は、<u>都道府県等食品衛生主管課を通じて、畜産主管課に通報し、連携して必要な措置をとること。また、出荷者を管轄する関係都道府県等の食品衛生主管課及び畜産主管課あて、情報提供すること。</u></p> <p>(4) 確認検査の結果、高病原性鳥インフルエンザであることが確認された場合は、当該ロットの鶏について、食鳥検査法第20条に基づく措置をとるとともに、<u>畜産主管課と連絡を密にして対応すること。</u></p>	<p>4 検査結果に基づく当該ロットの措置</p> <p>(1) スクリーニング検査の結果が陽性と判定された場合、当該ロットに係る鶏について食鳥検査法施行規則第33条第1項第1号ハに基づき保留とするとともに、直ちに<u>食鳥処理場の所在地を管轄する家畜保健衛生所に出荷者に関する情報を添えて通報し、併せて厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課まで都道府県等食品衛生主管課を通じて報告すること。</u></p> <p>(2) スクリーニング検査陽性の個体については<u>家畜保健衛生所において確認検査を実施する必要があることから、家畜防疫員の指示に従い採材するなど、連携して必要な措置をとること。</u></p> <p>(3) 確認検査の結果、高病原性鳥インフルエンザであることが確認された場合は、当該ロットの鶏について、食鳥検査法第20条に基づく措置をとるとともに、<u>家畜保健衛生所等と連絡を密にして対応すること。</u></p>
<p>5 消毒等</p> <p>家畜保健衛生所と連携して、当該食鳥又はその排せつ物に接触した又はそのおそれがある運搬車両、物品、衣服等について、十分に消毒等すること。</p>	<p>5 消毒等</p> <p>家畜保健衛生所と連携して、当該食鳥又はその排せつ物に接触した又はそのおそれがある運搬車両、物品、衣服等について、十分に消毒等すること。</p>
<p>6 その他</p> <p><u>本キットは、血清亜型H5及びH7以外のインフルエンザウイルスにも感度を有することに十分に注意すること。</u></p>	<p>6 その他</p> <p><u>迅速診断キットは、血清亜型H5及びH7以外のインフルエンザウイルスにも感度を有することに十分に注意すること。</u></p>

改正前

厚生労働省医薬食品局食品安全部
監視安全課乳肉安全係 行
FAX: 03-3503-7964

(別紙様式)

自治体名: _____
担当者: _____
電話: _____

高病原性鳥インフルエンザ検査結果

当該ロットに関する情報					
検査所名	検査年月日	搬入年月日 (時間)	処理年月日 (時間)	食鳥の種類 (品種)	ロット羽数 (1ケージ収容羽数)
		()	()	()	()
当該ロットに係る検査結果					
処理羽数:		全部廃棄数:		一部廃棄数:	
		(以下内訳)		(以下内訳)	
脱羽後検査日	内臓摘出後検査日				
検体採取食鳥に関する情報					
検体番号	性別(週齢)	臨床所見		剖検所見	
①	()				
②	()				
③	()				
④	()				
⑤	()				

改正後

厚生労働省医薬食品局食品安全部
監視安全課乳肉安全係 行
FAX: 03-3503-7964

(別紙様式)

自治体名: _____
担当者: _____
電話: _____

高病原性鳥インフルエンザ検査結果

当該ロットに関する情報					
検査所名	検査年月日	搬入年月日 (時間)	処理年月日 (時間)	食鳥の種類 (品種)	ロット羽数 (1ケージ収容羽数)
		()	()	()	()
当該ロットに係る検査結果					
処理羽数:		全部廃棄数:		一部廃棄数:	
		(以下内訳)		(以下内訳)	
脱羽後検査日	内臓摘出後検査日				
検体採取食鳥に関する情報					
検体番号	性別(週齢)	臨床所見		剖検所見	
①	()				
②	()				
③	()				
④	()				
⑤	()				

改正前	改正後
<p data-bbox="107 150 181 177">(別添)</p> <p data-bbox="235 220 965 247">高病原性鳥インフルエンザ確認検査に関する検体送付要領</p> <p data-bbox="91 328 1111 395">高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査により陽性と判定された検体については、以下の方法により確認検査のための検体送付を行うこと。</p> <p data-bbox="91 437 226 464">1 送付先</p> <p data-bbox="143 472 815 499">国立感染症研究所獣医科学部第三室 室長 棚林 清</p> <p data-bbox="143 507 701 534">〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1</p> <p data-bbox="143 542 734 569">TEL 03-5285-1111(内2620) FAX 03-5285-1179</p> <p data-bbox="91 617 423 644">2 送付検体及び送付方法</p> <p data-bbox="114 652 1111 719">送付する検体は気管スワブ及びクロアカスワブとし、密封容器に入れ、検査機関に送付すること。</p> <p data-bbox="114 727 1111 826">ただし、72時間以内に到着できる場合は冷蔵で、これを超える場合は-70℃以下に保管し、輸送の際はドライアイスからの炭酸ガスが検体試験管内へ混入しないようにテープと2重のビニール袋に密閉すること。</p> <p data-bbox="91 874 394 901">3 送付の際の連絡方法</p> <p data-bbox="114 909 1111 1008">スクリーニング検査陽性と判定された検体の送付の際には、別紙様式の検体送付票を添付し、検査機関への到着日及び時間帯（午前：9時から12時又は午後：13時から16時）を指定の上、送付すること。</p> <p data-bbox="114 1016 1111 1115">なお、検体の送付に当たっては、予め別紙様式の検体送付票を監視安全課乳肉安全係（FAX：03-3503-7964）あてに送付するとともに、同係（電話：03-3595-2337）あてに連絡すること。</p> <p data-bbox="143 1123 1099 1150">なお、休日等の緊急連絡先については、BSE緊急連絡先と同様とすること。</p> <p data-bbox="91 1198 479 1225">4 検体送付に当たっての注意</p> <p data-bbox="114 1233 1111 1300">平成13年10月16日付け食発第307号「牛海綿状脳症に関する検査の実施について」を参考とすること。</p>	<p data-bbox="1144 150 1218 177">(別添)</p> <p data-bbox="1265 185 1323 212">削除</p>

改正前

改正後

厚生労働省医薬食品局食品安全部
監視安全課乳肉安全係 行
FAX: 03-3503-7964

(別紙様式)

自治体名: _____
担当者: _____
電話: _____

高病原性鳥インフルエンザ確認検査検体送付票

検体送付元 (検査所名)	送付 年月日	検体採取 年月日	種類 (品種)
			()
ロット羽数	対象ロットの保留状況		
検体採取食鳥に関する情報			
検体番号	性別 (週齢)	検体採取部位	臨床所見
①	()		
②	()		
③	()		
④	()		
⑤	()		
食鳥検査申請者			
氏名	住所	電話	
出荷者			
氏名	住所	電話	
飼養者			
氏名	住所	電話	

(別紙様式)
削除

※ 送付日については、事前に厚生労働省食品安全部監視安全課と調整すること。
検査機関への検体到着予定日及び時間帯
月 日() 午前 時～ 時
午後 時～ 時